

入札監理小委員会における審議結果報告

商標審査前サーチレポート作成事業

- 「商標の文字部に関する識別力等調査」
- 「図形商標の先行絞り込み調査」
- 「不明確な指定商品・役務に係る調査」

特許庁の商標審査前サーチレポート作成事業（3 調査）については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 25 年 4 月から平成 28 年 3 月までの 3 年間を契約期間として、民間競争入札による事業を実施することとされている。これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主要な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 新規参入、競争性の確保について

【論点】

○本事業は専門性が高く、現行業者以外の民間事業者が参入を検討するには事業内容に関する詳しい理解と経験が必要で、新規参入のハードルを高める要因になっている。については、事前に研修を実施する等、応札者に対する十分な支援を検討すべきではないか。

【対応】

○「民間事業者が、落札決定後の準備期間に事業の実施方法に関する講習等を求めた場合、特許庁担当者は、民間事業者とその内容、方法等について協議の上、支援を行うこと」を実施要項に追記。

（該当箇所）

- ・「商標の文字部に関する識別力等調査」 実施要項 P. 10
- ・「図形商標の先行絞り込み調査」 実施要項 P. 8
- ・「不明確な指定商品・役務に係る調査」 実施要項 P. 9

2. 落札者の決定に係る総合評価項目について

【論点】

○各実施要項案の評価項目一覧（提案要求事項）における調査者、管理者が有する知識及び経験に関する加点評価基準について、確保できる調査者、管理者の人数が多くなるほど1名あたりの加点が高く設定されている点について配分を見直すべきではないか。

【対応】

○確保できる調査者、管理者の人数に関わらず1名あたりの加点が、ほぼ等しくなるよう配分を見直した。

(該当箇所)

- ・「商標の文字部に関する識別力等調査」 実施要項 P. 197 別紙 9
- ・「図形商標の先行絞り込み調査」 実施要項 PP. 106-107 別紙 10
- ・「不明確な指定商品・役務に係る調査」 実施要項 P. 82 別紙 8